

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月15日
【会社名】	株式会社オートウェーブ
【英訳名】	AUTOWAVE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 廣岡 等
【本店の所在の場所】	千葉県稲毛区宮野木町1850番地
【電話番号】	043-250-9090
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 矢田 裕実
【最寄りの連絡場所】	千葉県稲毛区宮野木町1850番地
【電話番号】	043-250-9090
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 矢田 裕実
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 352,050,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年3月5日に関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成22年3月8日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書において、一部につき追加すべき事項がありましたので、これを追加するための有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

3 事業等のリスク

3【訂正箇所】

訂正箇所には_____を表示しております。

第三部【追完情報】

3 事業等のリスク

当社に内在するリスク要因

（訂正前）

(1) 継続企業前提に関する注記

< 省略 >

(2) 増資関連のリスク要因

< 省略 >

（訂正後）

(1) 継続企業前提に関する注記

< 省略 >

(2) 増資関連のリスク要因

< 省略 >

(3) 株主による新株式発行の差止め仮処分の申立て

当社は、平成22年3月5日開催の当社取締役会において、当社の借入金返済実行に必要な資金を調達することを目的として、当社代表取締役廣岡等を割当先とする新株式発行を、並びに、当社設備投資の実行に必要な資金を調達することを目的として、当社取引先及び当社関係者を割当先とする新株式発行を各決議しております。

しかしながら、当社株主より平成22年3月9日付けで、当該新株発行を差止める仮処分の申立てが千葉地方裁判所においてなされました。

当社が受け取った新株発行差止め仮処分命令申立書によれば、当社が平成22年3月5日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による新株式発行は、支配権維持を主要な目的とし著しく不公正な方法により行われており、また、有利発行に該当するにもかかわらず株主総会決議を経ておらず、会社法第199条第5項にも違反している点で法令に違反していることを理由として、新株発行を仮に差し止めることを求める内容となっております。

今回の申立てについては、現在その内容を精査中ではありますが、申立ての棄却を求めて対応する方針です。

以上